

# 第1回魚沼市地域クラブ活動推進委員会

(全体進行：角谷管理指導主事)

<次第>

- 1 開会のあいさつ 樋口 健一 教育長 (3')
- 2 委員・事務局自己紹介 ※所属・氏名 (2')
- 3 委員長、副委員長の選出 (3')
- 4 議事 議長：委員長
  - (1) 報告
    - ① 学校部活動の地域移行に関わるこれまでの経過 (5')【資料1】
    - ② 現在の市内の部活動と地域クラブ活動の状況 (5')【資料2】
    - ③ 地域スポーツクラブ体制整備事業について (3')【資料3】
    - ④ 6/16(金)市町村担当者情報交換会の記録 (1')【資料4】
  - (2) 協議
    - ① 魚沼市部活動地域移行の方針とイメージ (10')【資料5】
    - ② 市教委が認定する地域クラブの設立について (10')【資料6】
    - ③ 地域クラブ活動体制整備事業申請について (5')【資料7】
    - ④ 現在及び今後の取組、検討事項 (3')【資料8】
    - ⑤ 第2回地域クラブ活動推進委員会について (5')【資料9】
- 5 連絡等 (3')
- 6 閉会のあいさつ 副委員長 (2')

令和5年7月14日(金)17:30~18:30

小出ボランティアセンター 多目的室

魚沼市教育委員会

## 魚沼市地域クラブ活動推進委員

No.	役職等	氏 名	備 考
1	アドバイザー・上村医院院長	上村 伯人	スポーツドクター
2	エンジョイスポーツクラブ魚沼マネージャー	星 俊寛	総合型スポーツクラブ
3	魚沼市スポーツ協会会長	松田 光正	
4	魚沼市文化協会会長	瀧澤 治	
6	魚沼市PTA連合会会長	松尾 亮輔	須原小PTA会長
7	魚沼市スポーツ少年団本部長	八木 勲	
8	魚沼市スポーツ協会事務局長	堀澤 淳	
5	魚沼市中学校体育連盟会長	岩田 孝志	堀之内中校長
9	魚沼市中学校体育連盟事務局	西川 俊平	堀之内中教諭
10	中越吹奏楽連盟事務局員	高橋 由規	広神中教諭
11	魚沼市教育委員会教育長	樋口 健一	
12	魚沼市スポーツ協会事務局	榎本 康子	事務局
13	魚沼市文化協会事務局	小岩 末代	事務局
14	魚沼市教育委員会事務局長	吉澤 国明	事務局
15	同 生涯学習課長	青柳 洋介	事務局
16	同 生涯学習課社会体育係長	稲津 聡志	事務局
17	同 生涯学習課社会教育係長	坂大 聡	事務局
18	同 生涯学習課社会教育係主任	大桃 明	事務局
19	同 学校教育課長	森山 丈順	事務局
20	同 学校教育課管理指導主事	角谷 文昭	事務局
21	同 学校教育課職員	風間 松司	事務局
22	同 学校教育課指導主事	柳沢 学	事務局

【資料1 学校部活動の地域移行に関わるこれまでの経過】

(1) 2つの要因

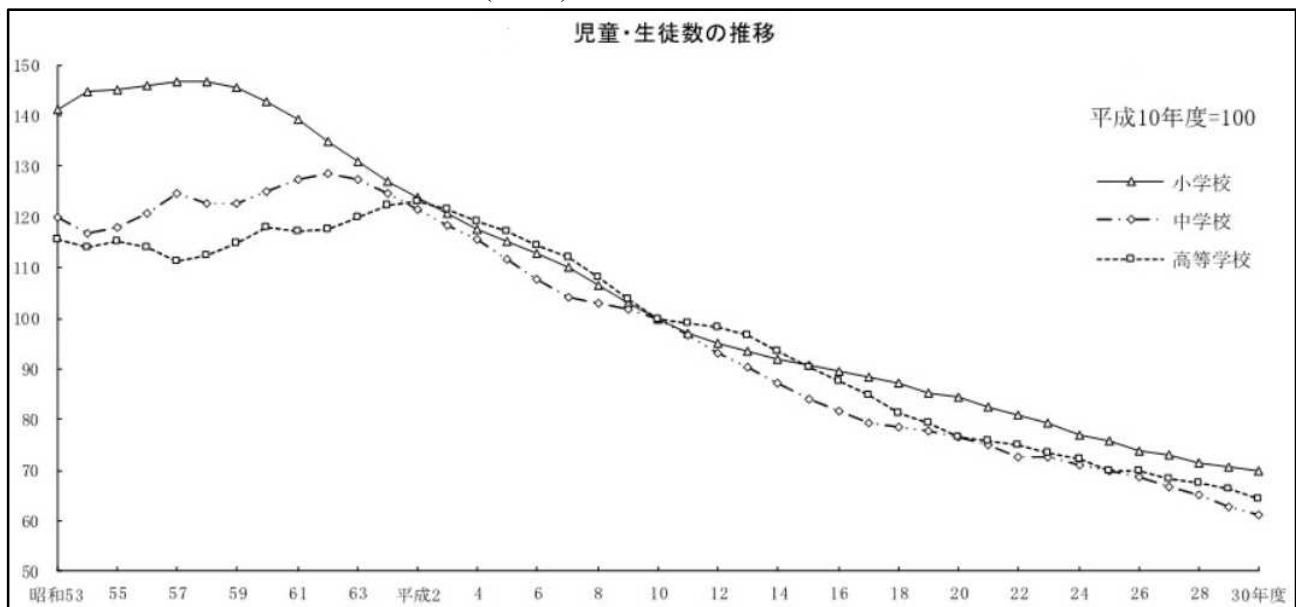
- ① 中学校教員の長時間勤務の実態から  
～朝日新聞 R元/6/19記事より～
  - ・ OECD国際教員指導環境調査(TALIS)によると、日本は参加48国中、週の勤務時間が突出して長く、その主な業務は課外指導(部活動)と事務業務だった。



② 少子化による部活動数の減少から

- ・ 生徒数の減少により中学校の統廃合が進んだが、少子化は統廃合のスピードを上回った結果、どの中学校でも部活動数を絞り込まざるを得なくなった。

※ 下表は、新潟県統計年鑑(2018)より【小・中・高共にH10を100としている】



(2) 2つの要因を受けての主な動き

① 部活動指導員の導入〔国〕

- ・ H29.4.1 学校教育法施行規則の改正により、学校職員に部活動指導員を位置づけ、教員でなくても単独で指導、引率ができる部活動指導員を位置づけた。

② 合同チームでの大会参加〔中体連〕

- ・ 新潟県中体連では、平成14年度より合同チームでの大会参加を認めるようになった。

### (3) さらなる問題解決に向けての国、県、市、中体連の動き

#### ① 国

- ・H29. 12. 26 中教審答申「学校における働き方改革における緊急対策」で、部活動を「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」とした。
- ・H30. 3. 19 スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」で、地域のスポーツ団体等と連携して、環境整備を進めるよう示した。
- ・H30. 12. 27 文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」で、地域の芸術文化関係団体等と連携して、環境整備を進めるよう示した。
- ・H31. 1. 25 中教審答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」で、「部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき」とした。
- ・R 2. 9. 1 スポーツ庁・文化庁「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」で、「R5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図り、休日の部活動指導を望まない教師は従事しないこと」、を示した。
- ・R 4. 12. 27 スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」で、R5～R7年度を地域移行の改革推進期間と位置付けることを示した。

#### ② 県

- ・H29. 3. 30 「運動部活動在り方検討委員会」設置
- ・H30. 5 スポーツ庁のガイドラインを受け、「新潟県部活動の在り方に係る方針」を策定した。
- ・H30. 7. 27 文化部の在り方も含めた「部活動在り方検討委員会」設置
- ・H31. 3 文化庁のガイドラインを受け、「新潟県部活動の在り方に係る方針」を改訂した。
- ・R 2～ 「新潟県部活動改革検討委員会」設置【以降2回実施】
- ・R 3～ 「部活動地域移行市町村連絡協議会」設置【以降年3～4回実施】
- ・R 4. 3 「地域運動部活動制度設計の手引き」作成
- ・R 5. 3. 1 「教育委員会が運営方針の決定等に関する地域スポーツクラブ活動制度設計の手引き」作成
- ・R 5. 3. 30 「教育委員会が運営方針の決定等に関する地域文化クラブ活動制度設計の手引き」作成
- ・R 5. 4. 1 保健体育課に部活動改革担当副参事を配置
- ・R 5. 6. 16 R5第1回部活動地域移行市町村連絡協議会
- ・R 5. 7 R5第1回新潟県部活動改革検討委員会

### ③ 市、中体連

- ・ R 元～ 部活動指導員導入
- ・ R 2. 2. 27 部活動検討委員会設置【以降年 2～3 回実施】
- ・ R 4. 10. 26 文化協会加盟団体向け説明会
- ・ R 4. 11. 6 地域ミーティング in 魚沼(県主催)
- ・ R 4. 12. 12 中体連が R 5 年度から地域クラブの大会参加を容認
- ・ R 5. 4 学校教育課に部活動地域移行コーディネーター配置  
地域スポーツクラブ活動体制整備事業採択  
地域スポーツクラブ魚沼 JBC 発足 (中体連大会参加)
- ・ R 5. 7. 14 第 1 回地域クラブ活動推進委員会
- ・ R5. 11～12 第 2 回地域クラブ活動推進委員会

#### (4) 部活動地域移行についての国の方針

「令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。」

【R4.12.27 スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について (通知)】より

【資料2 現在の市内の部活動と地域クラブ活動の状況】

(1) 部活動での地域人材活用状況 (6/30 現在)

(◎: 部活動指導員、○: 外部コーチ、空欄: 顧問が指導)

地域人材の活用状況 (◎: 部活動指導員、○: 外部コーチ)

	部活動	R元	R2	R3	R4	R5	備考
魚沼北中	陸上						
	男子卓球	○	○	○	○	○	1名の指導員が男女を指導
	女子卓球	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	(〃)	
	柔道					◎	
	剣道				○		
	クロカン		◎	◎2	◎	◎	
	アルペン		◎	◎	◎	◎	
	吹奏楽					○	
広神中	陸上				◎	◎	
	野球		◎	◎	◎	◎	地域クラブ
	男子バスケ	○	○	○	○	○	
	女子バスケ	◎					
	女子バレー				◎	◎	
	女子テニス			○	○	○	
	男子卓球					◎	1名の指導員が男女を指導
	女子卓球					(〃)	
	クロカン	◎	◎	◎	◎	◎	
	アルペン						
	吹奏楽						
文化							
湯之谷中	陸上						
	野球					◎	地域クラブ
	女子バレー						
	女子テニス					◎	
	男子卓球					◎	
	剣道			◎2	◎	◎	
	アルペン	◎	◎2	◎	◎	◎	
	音楽				◎	◎	
	文化						
小出中	陸上					(◎)	
	男子バスケ			○	○	◎	
	女子バスケ	○	○	○	○	◎	
	野球		◎	◎	◎	◎	
	女子バレー			◎	◎	◎	
	男子テニス			○	◎	◎	1名の指導員が男女を指導
	女子テニス			(〃)	(〃)	(〃)(◎)	
	男子卓球					◎	
	柔道					◎	
	剣道	◎	◎	◎	◎	◎	
	吹奏楽					(◎)	
美術							
堀之内中	陸上						
	男子バスケ						
	女子バスケ						
	野球	◎	◎	◎	◎	◎・地域クラブ	
	男子テニス			◎	◎	◎	
	女子テニス		◎	◎	◎	◎	
	男子卓球						
吹奏楽					◎		
部指/外部	5/2	10/2	14/5	16/7	27(24)/5		

(2) 地域クラブ「魚沼JBC (ジュニアベースボールクラブ)」活動報告

○ 指導体制

- ・ 指導者 長壁 和行 (兼代表)  
小川 正史  
松田 祐介 (広神中教諭)  
渋谷 祐樹 (湯之谷中教諭)  
角山 泰章 (堀之内中教諭)
- 事務局 五十嵐 誠 (魚沼市役所)

○ 参加生徒

学校名	1年	2年	3年	計
魚沼北中	(1)	(1)	0	(2)
広神中	5	0	4	9
湯之谷中	8	9	6	23
堀之内中	4	0	3	7
計	17	9	13	39

※ 魚沼北中生徒は見学のみで加入せず

○ 活動予定

- ・ 水曜 19:00~21:00、土曜 8:30~11:30
- ※ 平日は学校の部活動として実施

### 【資料3 地域スポーツクラブ活動体制整備事業について】

#### ○ 概要

自治体が行う地域スポーツクラブ活動への移行に必要な経費の一部を国が補助する制度（補助割合：国、県、自治体各1／3）

#### ○ 補助内容

- ・ 事務局運営費
- ・ 運営団体・実施主体運営費
- ・ 指導者謝金等

#### ○ 指導者謝金について

- ・ 地域クラブ（今年度は魚沼JBCのみ）の指導者に一定額の謝金を上記事業から支出する予定。謝金の算出方法、支払規程等について現在検討中。



【資料4 市町村担当者情報交換会記録】

令和5年度休日の部活動の地域移行に係る市町村担当者連絡協議会（第1回）

【Aグループ 協議報告】

(1) 現状の課題について ※加茂市は遅れて参加

三条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動き出している競技については、雨天時の会場や物品保管場所など具体的な課題が、そうでない競技は指導者の確保、エリア分け、会場の決定について。</li> <li>・吹奏楽は教員不在でも活動できる体制の構築について。</li> </ul>
弥彦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卓球、野球、吹奏楽の指導者確保が困難であること。</li> </ul>
田上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の単価をどのように設定するか。委託にするか補助金にするか悩んでいる。</li> </ul>
燕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校への情報提供が不足している。</li> <li>・怪我の対応について（学校への報告等）学校の反応に差がある。</li> <li>・受益者負担をいつ始めるか。</li> </ul>

(2) 協議・情報交換

①運営主体について

燕	市教委が主体。参加者の募集等はスポーツ協会に委託。
田上	スポーツ協会が人材不足で委託が困難。街でベースを作って協会と調整していく。
三条	スポーツ協会への業務委託はほぼ完了。

②教職員の兼職兼業について

田上	中学校に希望する職員はいるが、まだ具体的な話になっていない。謝金についてもクリアしていない。
三条	軟式野球で7名、柔道で1名申込があるがそのうち三条市民は1名。持続可能な活動にするには地域の指導者を探す必要がある。

③謝金について（予定）

三条・燕・加茂・弥彦：1h 1,600円 田上：1h 1,500円

④先生方の声について

弥彦	個人の差が大きい。昨年度のアンケートでは希望する先生は3/15。
加茂	人材が不足している。
田上	多くの職員は指導を継続したいと考えている。1/3程度は負担感を感じている。
燕	部活動の指導がしたいという声は多く届く。その反面で、指導が負担だと言いにくい雰囲気があるかもしれない。

⑤吹奏楽部の活動に関わって

三条	鍵や校舎動線の問題がクリアできないため、令和7年までは部活動に指導者を派遣する形で実施。7月中旬までに、総務課の施設担当と地域移行担当で市内の中学校・義務教育学校を訪問し、施設点検を行う予定。
弥彦	当初は学校でない場所を考えていたが難しくなった。校舎の3階を使い、社会体育玄関から行けるようにする。そのための普通教室棟と特別教室棟の間にシャッターを設置することも検討中。
加茂 田上	学校の音楽室を使用予定。
燕	そもそも吹奏楽でなければダメなのかも含めて検討。音楽的活動は合唱もある。吹奏楽以外の文化活動の幅を広げていく。

⑥地域クラブの参加費設定について

三条	令和7年度までは年間1000円の予定。就学援助申請家庭は無料。
加茂 弥彦	未定
田上	1回500円を予定
燕	今年度は1部の活動なので市が全額負担。ただし次年度は難しいのではないかと。国や県の補助金次第。陸上協会が独自で行っている練習会は1回500円だが選手は集まっている現状がある。

⑦市町村民への情報提供について

弥彦	2月に令和5年度の方針を発出。6月に広報誌発行。学期に1回程度、進捗状況の報告をしていく予定。
田上	現状は何もしていない。ある程度方向性が決まったら保護者への連絡を広報紙等で行う。
加茂	保護者が制度をわかっていない現状があるため、広報を作成しなくてはならないと考えている。
燕	どれだけ出しても不十分だと感じている。説明会を開こうにもその対象をどうするかが難しい。どのように理解を得ていくか考えている。
三条	2月に市長が市民向けにプレゼンするも、どれだけ市民が聞いていたか。柔道と軟式野球の申込は中学校の全家庭に配布した。市の広報でもある程度情報を出している。

令和5年度休日の部活動の地域移行に係る市町村担当者連絡協議会（第1回）  
エリア別による情報交換会まとめ

## 1 エリア

B（長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町）

## 2 協議内容

### （1）各市町村の進捗状況と課題（○…進捗状況 ●…課題）

#### <長岡市>

- 推進計画を策定。
- 地域移行後の管理・運営体制。保護者負担。

#### <小千谷市>

- 保護者・児童へのアンケート調査実施。スポーツ団体との意見交換実施。  
6/2 市検討協議会実施。陸上、サッカー、バレーボールを先行実施。
- 学校現場とスポーツ団体との連携。

#### <見附市>

- 推進計画策定。卓球、ソフトテニスモデル事業として地域移行実施。指導団体任用基準等を策定。
- ソフトテニスは2団体あり、児童生徒をどう振り分けるか、練習場所や活動内容をどうするか。
- 文化活動（吹奏楽、美術）をどうするか。

#### <出雲崎町>

- 運動部は5/13から卓球、バレーボール、野球で地域移行実施。部活動顧問が兼職・兼業で休日指導。文化部は9月から吹奏楽部立ち上げ予定。

### （2）文化部の進捗状況と課題

#### ①進捗状況

- ・長岡市……全27中学校を学校訪問し、顧問（吹奏楽、合唱）と面談。
- ・小千谷市…動きなし
- ・見附市……市協議会に吹奏楽担当者も委員として入る。管理職を通じて、市内中学校の文化部の活動状況（所属人数等）を把握。
- ・出雲崎町…吹奏楽は専門性が高いので、2年間は部活動顧問が兼職・兼業で実施。

#### ②課題

- ・休日に音楽室を使用する場合のセキュリティ対策、セキュリティ対策に伴う費用。
- ・学校玄関の鍵を地域移行指導者に渡してよいのか。
- ・楽器の運搬をどうするか。
- ・活動場所をどうするか。1か所（中学校）に集めるか、市施設を使用するか。
- ・5/8付で学校以外の外部の方も施設管理をしなくてはならないという通知が出た。従来の考え方を変えていく必要がある。

### **(3) 教員の兼職・兼業について（課題）**

- ・3/29 県通知で、部活動が地域移行された場合には、その部活動は行わないと明記されている。部活動手当は支払われないということである。大会参加する場合、部活動顧問への派遣依頼、保険はどうなるのか。地域クラブで参加するのか、部活動で参加するのか。

### **(4) 指導者確保の取組（情報交換）**

- ・長岡市…スポーツ協会を通じて、3月末に指導者候補をまとめた。指導者の雇用条件（時給、大会参加、資格の有無によって報酬を変えるか、学生の場合）を検討中。今後、市政だより等を通じて広く市民に呼びかける予定。
- ・見附市…8月にスポーツ団体加入者に説明会を実施予定。時給は1,600円を考えていたが、国の補助が無くなった時のことも考慮して1,000円に設定。生徒10人に1人指導を配置という基準で支払う。受益者負担として、1か月2,000円程度を想定。

### **(5) その他**

- ・市町村の枠を超えて、子どもたちにとっての選択肢を広げていきたい、市町村によって大きな差が生じないようにしたい、隣接市町村で連携しながら取り組んでいきたいとの思いが一致。7月11日（火）にBエリア（長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町）連絡会議を開催することに決定。

文責 小千谷市教育委員会 上村 一彦

令和5年度休日の部活動の地域移行に係る市町村担当者連絡協議会 C班協議内容

報告者 村上市 今井

1 進捗状況について

運動部活動は、各市町村まちまちの状況。

既に一部平日も含め、地域移行を実施している自治体や今年度実施予定、周知している段階の自治体もある。

2 課題

指導者不足、今後謝金等経費が増額となるため受益者負担が多額となること。

地域移行のための例規や制度設計の遅れなど

3 今後、予想される課題

国、県の補助がいつまで継続されるか不透明、市町村負担の増大が懸念される。

国の制度設計、方針等不透明なところ

4 その他

県のイニシャチブによる地域移行への国を含めた詳細な制度設計（補助、指導者不足指導力の担保、移動手段等、都道府県単位の進捗状況管理）をお願いしたい。

## 6/16 D 班まとめ

・各市の進捗状況は様々でした。まずは運動部からという団体が概ねでした。

### 第2回協議会を立ち上げ(1)

市スポーツ協会加盟団体に受け皿を打診予定・打診中(2)

9月から地域クラブ活動を実施予定、4種目(1)

3地域クラブからスタート、文化部は進んでいない(1)

## 1 受け皿となる団体について

検討し探している。市スポーツ協会加盟団体を検討(2)

市で月1開催の数種種目メニューをつくりお試しで参加する機会を設け、月2、月3と増やす予定。その場合運営はどうしているか。(佐渡市)

→受け皿が必要。受け皿に運営してもらう予定。(2)

→導入は市で立ち上げる方法もありと思う。その後が現実的でない。

いくつかの地域に分けて運営をしてもらう。(長岡市の例)

高齢化もあり難しい(阿賀町)

文化部については交流の場となっており、受け皿になる素地が低く難(阿賀町)

## 2 中体連等大会参加費補助(助成)について

地域クラブも部活動を同額助成とし、要綱改正した。(佐渡市)

現在進行中の課題である。当面は助成が必要。(阿賀野市)

検討していないが、同等の助成が必要か。(五泉市)

助成しない方向 検討していないが、塾と同じものに補助はない。(新潟市)

## 3 文化部の地域クラブについて

文化部で2地域クラブが実施した(新潟市)

セキュリティなどが課題であった

## 4 地域コーディネーターはどうしているか

中学校の体育教員だった方を予定 R5.7月～(佐渡市)

小学校の校長先生だった方を任用 R5.4月～(阿賀野市)

## 5 担当部署

生涯学習的な部分もあり、市長部局とも分担検討中(新潟市)

## 協議会の記録（E班：上越市、柏崎市、糸魚川市、妙高市、刈羽村）

### 1. 各自治体1分で紹介

- ・ **上越市**：『部活動の地域移行』は、部活動を学校から地域に移そうとする一つの取組ではなく、「学校における部活動改革」と「地域における子どもたちのスポーツ・文化活動の環境整備」の2本柱で取り組んでいる。「上越市部活動指導ガイドライン」を改定し、休日は原則として部活動を行わないこととした。ただし、校長の判断により年間20日以内で実施することを認めている。
- ・ **柏崎市**：6種目を試行実施。ソフトテニスは、保険1人800円を市の補助金を用いて対応
- ・ **糸魚川市**：指導員の配置を足掛かりに進めてきた（R4年度21名→R5年度38名）。今年、4種目を更に進める。これから推進委員会を立ち上げる予定。指導者について、人材バンク等が今後の課題である。令和6年度を目標に進めようとしている団体が多い。
- ・ **妙高市**：学校の部活動という（場）の中で行っている。予備調査では、生徒700名のうち約半数は「休日の地域部活動に参加したくない」との回答だった。まだ移行計画の詳細は定まっていない。
- ・ **刈羽村**：生徒は刈羽中38名のみのため、柏崎市と行動を共にしている。金銭面については、両市で話をつけていくことになる。

### 2. 上越市の取組について

- ・ Q1 上越市の「20日以内」というのはうまくいっているのか。
- ・ A1 **上越市**：年度初めに子どもたちが部活動顧問の教員と話し合いながら、年間活動計画をつくっている。
- ・ Q2 校長会と市教委の連携は怎么样了。20日以内のルールを学校は守っているか。
- ・ A2 **上越市**：校長会と市教委で話し合いを重ね、3年間で可能な限り実施していくことになっている。年度途中なので、20日をオーバーする学校があるかどうかは、まだ分からない。
- ・ Q3 「学校で20日以内、あとは地域クラブ」でうまくいっているか。
- ・ A3 **上越市**：まさにそれが課題である。地域クラブが活動の場を用意しても、土日の学校部活動や保護者会主催の練習があり、子どもが集まらない状況が起こり得る。

### 3. 学校部活動の今後の見通しは？

- ・ **柏崎市**：休日の部活動について、R7年度末までに準備完了し、R8年度から完全実施。
- ・ **糸魚川市**：ジュニア等受け皿の準備が整ったところから実施し、R7年度末に準備完了。
- ・ **妙高市**：R8年4月を目標に進めている。今あるNPO団体も含めて考えている。団体の中には、小学生対象なので中学生が来るのは困るところもある。
- ・ **刈羽村**：R8年度からの本格実施に向けて、R6年度中に何か形になったものを示したい。柏崎市と共に進んでいく
- ・ **柏崎市**：地域指導者が学校へ出向く形で地域移行を進めていく。

#### 4 上越市の地域クラブ活動について

- ・ Q 1 活動時間は部活動に合わせているのか。
- ・ A 1 **上越市**：特に定めていない。子どもたちが自分に合った地域クラブを選んでいく。
- ・ Q 2 平日も受け入れているのか。
- ・ A 2 **上越市**：既存の地域クラブは、平日も実施しているかもしれない。新しい団体は、人が集まらず苦勞している。

#### 5 教師の働き方改革への効果、地域や保護者への広報の仕方について

- ・ **妙高市**：たよりを発行している。方向性はこれから。
- ・ **柏崎市**：指導員の配置。6/30 の推進委員会後に、アンケートや周知の仕方を考えていく。
- ・ **刈羽村**：柏崎市からの情報をもとにたよりで伝えている。
- ・ **糸魚川市**：たよりを発行している。



R5 部活動地域移行市町村担当者連絡協議会 F 班記録

R5.6.16 担当 柳沢学  
(魚沼市教育委員会)

1 参加者

No	所属	氏名	備考
1	十日町市教委学校教育課 指導主事	郡司 哲朗	
2	魚沼市教委学校教育課 指導主事	柳沢 学	
3	南魚沼市教委学校教育課 主事	阿部 隼也	外 3 名参加
4	湯沢町教委教育課 管理指導主事	岡村 秀一	
5	津南町教委生涯学習班 班長	北村 要人	外 1 名参加

2 協議

(1) 現状や課題

- 今年度から 3 種目で休日の活動の施行をスタートした。種目によって参加人数に開きがあり、周知方法に工夫が必要だった。休日に学校部活動を並行実施している種目もあり、生徒や保護者にはどちらに参加したらいいのか、戸惑いもあるようだ。(十日町市)
- 今年度から 1 種目で地域クラブ(野球)がスタートし、中体連大会にも参加している。野球クラブは教員が兼職兼業で指導を行っているため、混乱はないが、今後、平日と休日で指導者が異なる二重構造となった場合に、選手選考や試合で採用する作戦等で混乱が予想される。(魚沼市)
- バドミントンが地域クラブとして大会に参加しているが、全体としては協議を進めている最中。(南魚沼市)
- 総合型地域スポーツクラブが運営主体となって、月 1 回の休日で活動を始めている。他の休日についても、月に 1～2 回は部活動指導員を活用して指導を行っている。(湯沢町)
- バドミントンが地域クラブとして大会に参加している。他種目についても、月に 1 回ほど地域移行を行っている。(津南町)

(2) その他の協議事項

- 今後、指導者には日本スポーツ協会等の資格を求められることが予想される。資格取得のための費用負担ができないか検討している。
- 自治体(市町)単独では、運営が困難な種目が予想される。自治体をまたいだ広域連携を進めた場合、生徒の送迎等を保護者をお願いすることになる。受益者負担とは思いますが、金銭的、時間的な負担は大きい。

【資料5 魚沼市部活動地域移行の方針とイメージ】

○ 魚沼市部活動地域移行の方針

- ・ 平日、休日が一体となった部活動の地域移行を進め、可能な種目については、令和6年度から地域移行を行い、令和7年度からの地域移行完全実施を目指す。

地域クラブの活動イメージ										
No	種目	晴天時	雨天時	活動日						
				月	火	水	木	金	土	日
1	陸上A	〇〇中グラウンド	〇〇体育館							
2	陸上B	〇〇中グラウンド	〇〇体育館							
3	陸上C	〇〇中グラウンド	〇〇体育館							
4	男子バスケットボールA	〇〇体育館	—							
5	男子バスケットボールB	〇〇体育館	—							
6	女子バスケットボールA	〇〇体育館	—							
7	女子バスケットボールB	〇〇体育館	—							
8	軟式野球	〇〇野球場								
9	女子バレーボールA	〇〇体育館	—							
10	女子バレーボールB	〇〇体育館	—							
11	男子ソフトテニスA	〇〇テニスコート	〇〇体育館							
12	男子ソフトテニスB	〇〇テニスコート	〇〇体育館							
13	女子ソフトテニスA	〇〇テニスコート	〇〇体育館							
14	女子ソフトテニスB	〇〇テニスコート	〇〇体育館							
15	卓球A	〇〇体育館	—							
16	卓球B	〇〇体育館	—							
17	柔道	〇〇武道場	—							
18	剣道	〇〇剣道場	—							
19	吹奏楽	中学校音楽室等								
20	音楽	中学校音楽室等								
21	美術等の文化部	中学校教室等								
22	クロスカントリースキー	クロカンコース	—							
23	アルペンスキー	スキー場	—							

平日は週2～3回、  
休日は週1回程度の  
活動日をクラブごと  
に設定

冬季間集中実施

- 平日のクラブ練習は週 2～3 回程度、休日は週 1 回程度を想定
- 同一種目内でのクラブ数は、指導者の人数、生徒の希望、活動場所への参加のしやすさ等を考慮して設定する。
- 同一種目で複数クラブを設定する場合は、中学校区で参加校を割り振ったり、活動内容（大会で上位入賞を目指す or 活動自体を楽しむ）等で参加者が選択したり、等を想定。
- クラブ活動への参加は、下校後、徒歩、自転車、保護者送迎等とする。
- 平日のクラブ活動の開始時間は 18:30～19:00、終了時間は 20:30～21:00 を想定。

## 【資料6 市教委が認定する地域クラブの設立について】

### (1) 概要

- 部活動の地域移行に伴い、一定の条件を満たすクラブを「市教委が認定する地域クラブ」とし、クラブ活動への助言や支援を行う。

### (2) 条件

- ① 市内在住の中学生が参加していること
- ② 活動内容が中学生に適していること
- ③ 活動が定期的に行われていること（概ね週1回以上）
- ④ 中学生への指導体制が整っていて、活動目標が明確であること
- ⑤ クラブの規約があり、会計処理が適正で、クラブ内の問題に適切に対応できること
- ⑥ 指導者は、市教委が主催する研修会（年間1～2回）を受講すること

### (2) 支援制度

※ 地域クラブへの支援制度は、国の補助金（地域クラブ活動体制整備事業等）を利用して行う。

※ したがって、R6年度に支援ができるかどうかは、現時点では未定。

※ 国の補助金はR7年度までと見込まれるので、R8年度以降は原則として支援はない。ただし、市の単独事業として支援を行うかどうかは、今後検討する。

#### ① 地域クラブ指導者費用弁償

ア 地域クラブ指導者のスポーツ傷害保険料、謝金等の費用弁償を行う。

イ 支援額は、指導者の人数によらずクラブの活動時間によって決定する。ただし、上限は平日2時間、休日3時間とし、休日に終日活動を行う場合の上限は午前3時間、午後3時間とする。

ウ 支援を希望するクラブは、別に定める実績報告を活動翌月の3日までに市教育委員会に提出する。

#### ② 消耗品費

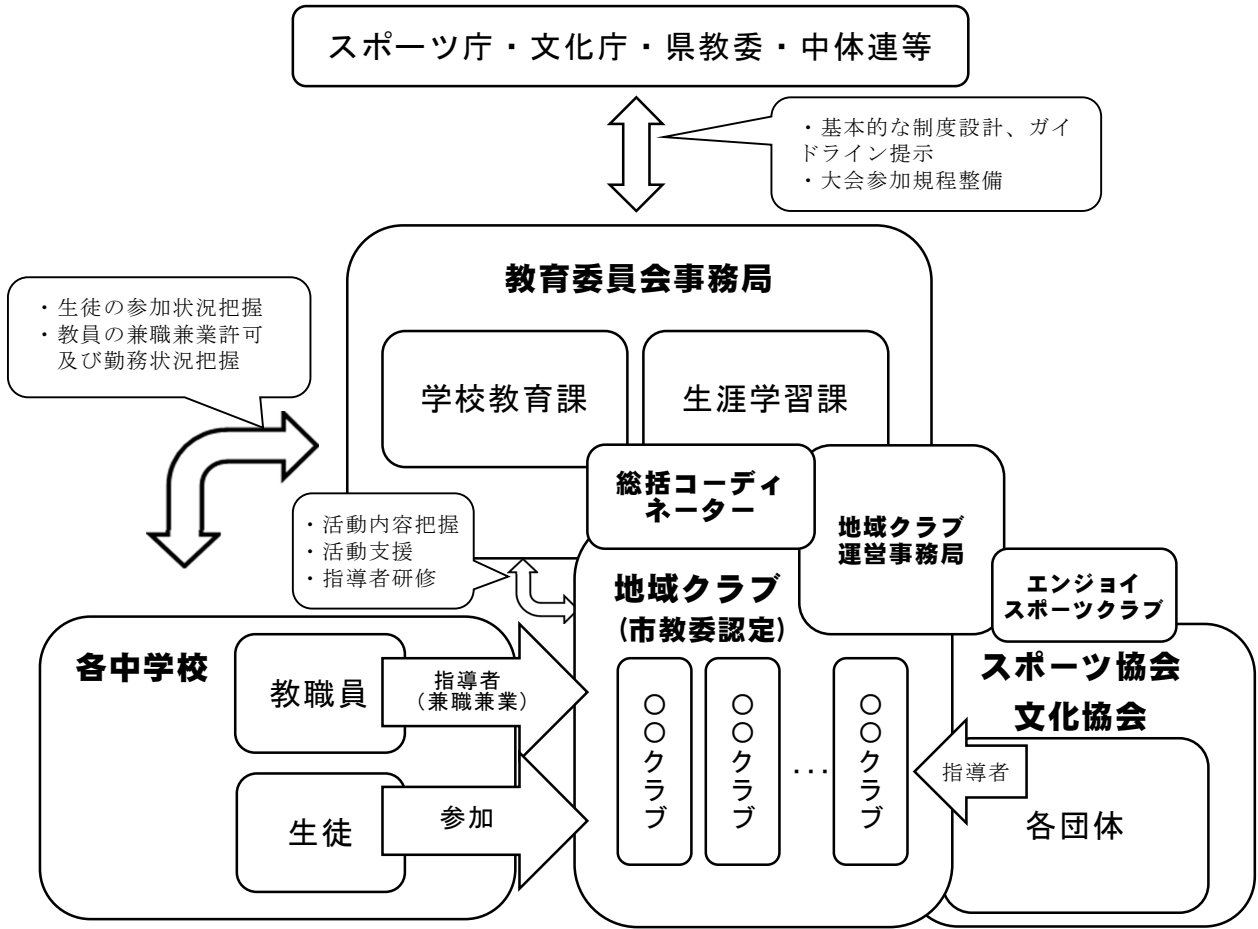
ア クラブの活動や運営に関わる消耗品費として、年間一定額を支援する。

#### ③ クラブ活動参加費、交通費等支援 ※検討中

#### ④ 日本スポーツ協会等の指導者資格取得講習費補助 ※検討中

#### ⑤ 市有施設使用料の減免

[参考1 魚沼市地域クラブ活動組織図]



[参考2 文化協会アンケート結果]

1 回答数 44 (69団体中)

2 中学生が在籍する団体 (人数、活動曜日)

- ・魚沼産☆夢ひかり (キッズミュージカル) 10人 日曜日, 土曜日
- ・ハーモニークラブ (洋楽) 5人 日曜日, 月曜日, 火曜日, 水曜日, 土曜日
- ・魚沼太鼓 (太鼓) 3人 火曜日
- ・魚沼華道会 (伝統文化親子いけ花教室) 4人 日曜日, 土曜日
- ・サークル団体ラブダンスムーブメント魚沼 (ヒップホップ) 7人 火, 木, 金
- ・魚沼市音楽協会 (ブラス堀之内・音楽) 7人 土曜日

3 市教委が認定する地域クラブになることを希望するか

○ 「希望する」と回答した団体【中学生在籍6団体中4団体】

- ・ 魚沼産☆夢ひかり
- ・ ハーモニークラブ
- ・ 魚沼華道会 (伝統文化親子いけ花教室)
- ・ サークル団体ラブダンスムーブメント魚沼

※「ブラス堀之内」は回答保留、「魚沼太鼓」は希望しない。

○ 「できれば希望したい」と回答した団体 (現在は中学生の在籍なし)

- ・ 呼夢三線うおぬま
- ・ 魚沼マジック♡ラブ
- ・ 幸翔会
- ・ いけばな嵯峨御琉会
- ・ 干溝歌舞伎保存会

4 意見、質問等。

- ・ 講演会、個人的なアドバイス等是对应可能 (白像会)
- ・ 当分の間、学校に行き指導する必要があるのでしょうか? 土曜午前中等に希望が集中する可能性が高いです。(ハーモニークラブ)
- ・ 沖縄唄三線を一緒に学ぶ手伝いができるとういと思います。楽器の準備をしていただく必要があります。(呼夢三線うおぬま)
- ・ 地域の文化団体も高齢化が進み、対応が難しくなっている。(魚沼市俳句協会)
- ・ 興味がある中学生であれば参加してほしい (ヤッコム紅葉会)
- ・ 部活動が地域に移行する事は良い事だとは思いますが、どの団体も高齢化が進んでいて新会員は加入しないから中々難しい問題だと思ひます。(花幸翔)

## 【資料7 地域クラブ活動体制整備事業申請について】

- 【資料3】のように、今年度は「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」により、国及び県の補助を受けている。文化部についても同様の補助事業「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業及び地域文化クラブ推進事業）」が実施されているが、今年度は文化部での具体的な地域移行の計画がなかったため申請していない。
- 現在、同様の補助事業が来年度に実施されるかどうかは示されていないが、示された場合は、スポーツクラブ、文化クラブ共に申請する予定である。特に文化クラブについては、教員以外の指導者による校舎使用が可能になるような校舎改造等も含めて、申請内容を検討する。

## 【資料 8 現在及び今後の取組、検討事項】

### (1) 現在及び今後の取組

- スポーツ関係
  - ・ 役員、事務局等との情報交換
  - ・ 各スポーツ協会役員、指導者、学校部活動顧問との情報交換
  - ・ 可能な種目から令和6年度からの地域クラブ化を進める
- 文化関係
  - ・ 役員、事務局等との情報交換
  - ・ 各加盟団体に中学生を受け入れる用意があるか確認
  - ・ 中学生受け入れ可能な団体が地域クラブ化できるか協議
  - ・ 現在中学校にある文化部を地域クラブ化できるか協議

### (2) 検討事項

- 指導員の研修体制
- クラブ運営の透明化（トラブル時の対応、会計等）
- 市の支援体制（参加費用、保険料等）
- 兼職兼業を希望する教員が参加しやすい環境づくり
- R6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業への申請内容の検討及び地域文化クラブ推進事業への申請内容の検討
  - ・ 事務局等運営費、指導者謝金
  - ・ 文化部地域クラブ化に伴う校舎改造の検討
- 市教委、スポーツ協会、文化協会の地域クラブ運営体制と役割分担



【資料 9 第 2 回地域クラブ活動推進委員会について】

- 1 日時 平成 5 年 1 1 月 中旬～下旬
- 2 魚沼市役所 本庁舎 3 階会議室
- 3 内容
  - 令和 5 年度部活動地域移行の状況
  - 令和 6 年度移行の部活動地域移行の予定
- 4 その他
  - プレスリリースを行い、会議を公開する。
  - 市民（教員、生徒、保護者等）にも会議を公開する。

## 魚沼市地域クラブ活動推進委員会設置要綱

令和 5 年 6 月 14 日  
教育委員会告示第 4 号

### (設置)

第1条 魚沼市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市内に住所を有する中学校生徒の地域スポーツクラブ及び地域文化クラブ(以下「地域クラブ」という。)活動に関し、今後の在り方並びに起こり得る諸問題について協議及び検討するため、魚沼市地域クラブ活動推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、今後の地域クラブ活動の在り方について提言するものとする。

- (1) 関係者の合意形成に関すること。
- (2) 事業の実施方針の決定に関すること。
- (3) 地域クラブ活動における実践の共有や検証に関すること。
- (4) 域内への普及方法の検討に関すること。
- (5) その他、地域クラブ活動を取り巻く環境整備に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 魚沼市スポーツ協会会長及び事務局長
- (2) 魚沼市文化協会会長
- (3) 魚沼市内スポーツ関連団体代表
- (4) 魚沼市スポーツ少年団指導者代表
- (5) 魚沼市中学校体育連盟会長及び事務局の職にある教諭
- (6) 中越地区吹奏楽連盟加盟団体市内代表
- (7) 魚沼市PTA連絡協議会代表
- (8) 魚沼市教育委員会教育長

2 委員会は、前項に定めるもののほか、専門的な見地からの意見を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる会議の招集は、教育長が行う。

- 2 教育委員会は、地域クラブ活動に関して協議する必要がある事項が発生したときは、委員長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(魚沼市部活動検討委員会設置要綱の廃止)

- 2 魚沼市部活動検討委員会設置要綱(令和2年魚沼市教育委員会告示第2号)は、廃止する。